

# 衛生管理者免許試験 公表問題

## 労働衛生（有害業務に係るもの以外）

- ① 温熱条件
- ② 視環境
- ③ 必要換気量
- ④ 快適職場
- ⑤ 労働安全衛生マネジメントシステム
- ⑥ 腰痛予防対策
- ⑦ 受動喫煙防止のガイドライン
- ⑧ 食中毒
- ⑨ 感染症
- ⑩ 情報機器作業
- ⑪ 労働衛生対策
- ⑫ 健康保持増進
- ⑬ メンタルヘルス対策
- ⑭ エイジフレンドリー
- ⑮ 健康診断の検査項目
- ⑯ 労働衛生管理統計
- ⑰ 脳血管障害・虚血性心疾患
- ⑱ 一次救命処置
- ⑲ 出血・止血法
- ⑳ 熱傷
- ㉑ 骨折

## 【令和6年10月】

【問34】 厚生労働省の「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」において、快適な職場環境の形成のための措置の実施に関し、考慮すべき事項とされていないものは次のうちどれか。

- (1) 潤いへの配慮
- (2) 個人差への配慮
- (3) 労働者の意見の反映
- (4) 継続的かつ計画的な取組
- (5) 快適な職場環境の基準値の達成

### ▶▶解説◀◀

(1) (2) (3) (4) 正しい

(5) 誤り：「快適な職場環境の基準値の達成」は「考慮すべき事項」として定められていない。

\*解答\* (5)

## 【令和4年10月】

【問35】 厚生労働省の「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」において、快適な職場環境の形成のための措置の実施に関し、考慮すべき事項とされていないものは次のうちどれか。

- (1) 継続的かつ計画的な取組
- (2) 快適な職場環境の基準値の達成
- (3) 労働者の意見の反映
- (4) 個人差への配慮
- (5) 潤いへの配慮

### ▶▶解説◀◀

(1) (3) (4) (5) 正しい

(2) 誤り：選択肢の事項は「考慮すべき事項」として定められていない。

\*解答\* (2)

## 【平成 30 年 10 月】

【問 36】 厚生労働省の「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」において、快適な職場環境の形成のための措置の実施に関し、考慮すべき事項とされていないものは次のうちどれか。

- (1) 継続的かつ計画的な取組
- (2) 経営者の意向の反映
- (3) 労働者の意見の反映
- (4) 個人差への配慮
- (5) 潤いへの配慮

### ▶▶解説◀◀

「考慮すべき事項」は、①継続的かつ計画的な取組の推進体制を図ること。②安全衛生委員会を活用する等、労働者の意見を反映すること。③職場の環境条件や作業から受ける心身の負担についての感じ方について、個人差を考慮して必要な措置を講ずること。④職場は潤いを持たせ、緊張をほぐすよう配慮すること。「経営者の意向の反映」は「考慮すべき事項」とはされていない。

\*解答\* (2)